

*授業各回で検討する事案

*事案の下の○番号は事案で学習する行政法の事項（シラバスと同じでない場合もある）

*事項の後の **pp.a-b**（a 頁から b 頁、**p.c** は c 頁）は、当該事項を解説しているテキストの頁

*各回末に事案に関連する判例や他の事項を掲載

第 1 回 行政法という法領域

甲と乙は、ある家屋の所有権につき争っている。甲がその家屋を使用して飲食店を営業しようとして、飲食店営業の許可を知事 A に申請した。

食品衛生法 52 条 1 項 飲食店を営もうとする者は「都道府県知事の許可を受けなければならない」。

① 行政の意味 **pp. 1-5**

② 私人間の法関係と行政（民事不介入の原則） **pp. 5-7**

第 2 回 行政上の法関係（権利義務関係）に適用される法

Y は B 県（X）が営む公営住宅に入居して 10 年経つが、X は Y には所得の増加があったとして B 県公営住宅条例に基づいて家賃の上げを通告した。Y は、一方的な家賃値上げに不満で、従来の家賃を民法 494 条に基づき供託していた。3 ヶ月後、X は Y に対して、民法は公営住宅の入居関係に適用されないとして、公営住宅条例に基づき家賃滞納を理由に家屋明渡しを請求をした。

B 県公営住宅条例 20 条 知事は、次の各号の一つに該当する場合は、使用者又は当該都営住宅の入居者に対し使用許可を取り消し又は住宅の明渡しを請求することができる。

二 正当な理由がなく使用料を三月以上滞納したとき。

六 前各号のほか、知事が公営住宅の管理上必要があると認めたとき。

民法 494 条 1 項 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

二 債権者が弁済を受領することができないとき。

① 公営住宅の利用関係

② 行政契約に適用される法

最判昭和 59 年 12 月 13 日民集 38 卷 12 号 1411 頁，判時 1141 号 58 頁（昭和 59 年度重要判例解説 89 頁「民法 8」）「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。ところで、右法及び条例の規定によれば、事業主体は、公営住宅の入居者を決定するについては入居者を選択する自由を有しないものと解されるが、事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、両者の間には信頼関係を基礎とする法律関係が存するものというべきである」。